万引対策百般 TOKYO立ち（だ） 余話（17）

改正個情法施行 開示請求対応と犯罪対策効率化の転換点

NPO法人 全国万引犯罪防止機構

張芸謀（チャン・イーモウ）映画監督が演出した大きな雪の結晶の中心にトーチを刺すという異例の聖火点灯から始まった北京冬季五輪は、不可解判定続出の背景に政治的思惑？ 勝つためにはなんでもありか。という報道が続いた。その中にあって、スノーボード男子ハーフパイプで金メダルを獲得した平野歩夢氏がメダリスト会見を行った。競技の採点方法に疑問の声が上がる中、現在の採点法の問題に言及。「選手がリスクを抱えてやっているものに対してもっとしっかり評価してジャッジするべきです」と、採点法の可視化を穏やかな口調で提案した。平野氏の言葉は今回の聖火のように小さいかもしれないが正義の輝きを世界に放った。

……

令和4年2月8日に警察庁HPの新着情報として、犯罪統計資料（令和3年1～12月分）【確定値】が公知された。

それによると全刑法犯認知件数の減少が続いているなかで、万引きの認知件数が高止まりしているため、刑法犯に占める万引きの認知件数が15・2％（昨年は14・2％）と悪化している。検挙件数に至っては1・4％の増加に転じた。年代別や都道府県別のデータが発表されていないため、言及は避けたいが、万引対策の強化の必要性は確実に高まっている。

詳細・令和3年万引き犯罪（警察庁統計より転載）

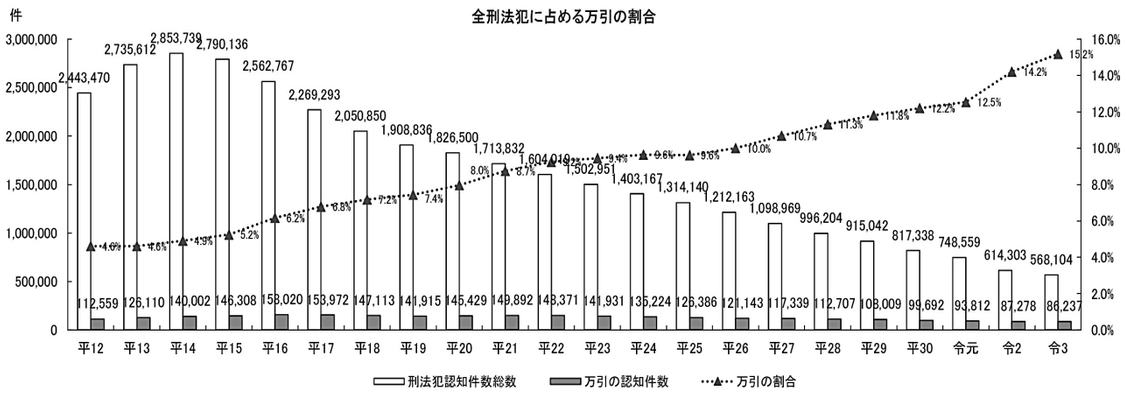

https://www.jeas.gr.jp/pdf/20220210-2.pdf

なお、令和3年版警察白書の209頁（https://www.moj.go.jp/content/001365724.pdf）によると検挙人員における高齢女性は約9割が窃盗であり、そのうち万引きによるものの構成比が約8割と顕著に高い、とある。包括的対策に加え、脆弱な部分への実行力のある対策を急がねばと思う。

……

1月28日に「第1回犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会」（https://www.ppc.go.jp/personalinfo/cameraken touk ai/20220128/）が開催された。この検討会の構成員として、防犯カメラの法的解釈の専門家である明治大学総合数理学部専任教授の菊池浩明先生や東京都立大学法学部教授の星周一郎先生などが参加されている。オブザーバーとして警察庁、総務省、法務省、経済産業省、国土交通省が同席されている。

本検討会の概要等は、左記の資料の通りである。

防犯カメラの設置や運用にあたっては、以下の4つの安全管理措置の履行が求められている。具体的には各社の運用マニュアルなどに以下の内容を付記いただくことをお願いしたい。

この検討会のテーマは「公共空間のカメラ利用」となっている。その重要なキーワードの一つがその際の「カメラ有用性」である。長年万引対策を担当してきた身として、「カメラ有用性」を深める議論として、いつも以下の3つの有用性事例を説明してきた。だが、主要なマスメディアや一部の有識者から「テロ対策での入国管理での顔認証利用は理解できるが、たかが万引対策などでそこまでのカメラ機能が必要なのか？」と揶揄されてきた。だからこそ、数値や事例を用いて具体的にしかも穏やかに防犯カメラの有用性を説明しなければと思う。

①渋谷書店万引対策共同プロジェクト（店舗の経済性効果など）
https://www.manbouki kou.jp/shibuyapri/

②地域社会の経済性（事例：歌舞伎町 カメラ設置で犯罪抑止に寄与など）
セキュリティ産業新聞 平成29年4月10日号

③捜査活動の経済性（事例：容疑者情報公開の捜査協力で早期検挙など）
セキュリティ産業新聞令和3年7月25日号

犯罪防止の取組みと善良な人々の人権との折合い
https://www.jeas.gr.jp/pdf/20210729.pdf

4月に施行される改正個人情報保護法が、個人情報保護等の遵守という大前提に加えて、防犯効率の可視化促進についての転換点になってほしいと願う。

……

令和4年2月3日に第5回JEAS理事会が開催され、カメラ画像安全利用推進委員会が提出した「防犯カメラや画像認識システムの安全利用のお勧め2021年度版」（https://www.jeas.gr.jp/pdf/20220208-1.pdf）」と「顔画像を利用した来店客検知システム2021年度版（https://www.jeas.gr.jp/pdf/20220208-2.pdf）」の冊子の改定案が承認された。最終チェック後、2月8日にリリースされた。JEAS会員からは「お客様側が軽く考えておられる場合がやはり多いので、積極的に資料は活用させていただきます」というメールが寄せられた。その改定のポイントを説明する。

防犯カメラや画像認識システムの安全利用のお勧め2021年度版より

まずは1頁からの抜粋になるが『個人情報保護法』では、カメラで撮影した顔画像及びその画像から抽出した画像データで個人を識別できるものを個人情報と定義しており、防犯カメラ画像は、基本的に個人情報にあたることを前提に、来店者の理解を得る対応が必要となっています。具体的な対応としては、店頭や店内に『防犯カメラ設置（一例）』の告知POP掲示を徹底することなどが求められています。

また、例えば、防犯目的のために取得したカメラ画像やそこから得られる顔認証データについて防犯目的のために利用する場合は本人の同意が必要であるほか、顔認証データを保有個人データとして保有する場合、保有個人データに関する事項の公表、開示等請求対応、苦情の処理等に対応する必要があります。令和4年4月1日に施行予定の改正個人情報保護法では、6か月以内に削除する個人データも保有個人データとなり、上記義務の対象となることに留意が必要です。なお、個人情報保護法の概要や詳しい改正のポイントは個人情報保護委員会のホームページ（http://www.ppc.go.jp/）で確認できますので、本部担当者の皆様はチェックされますようお願いします。

万引を防止するために、できる限りの措置を講じることは、店舗の財産権を守るうえで当然の権利であるとともに、犯罪を抑止するという社会の要請に合致するものです。いわば、社会的責任であると言えます。防犯カメラに録画された防犯画像を活用することについても同様に考えられるべきであり、それが万引防止等に有効であり、かつ、個人情報保護法を遵守し、人権を侵害することのない範囲で、しかも利用目的の達成のために必要最小限の範囲で、これを効果的に活用することが望ましいと考えます。

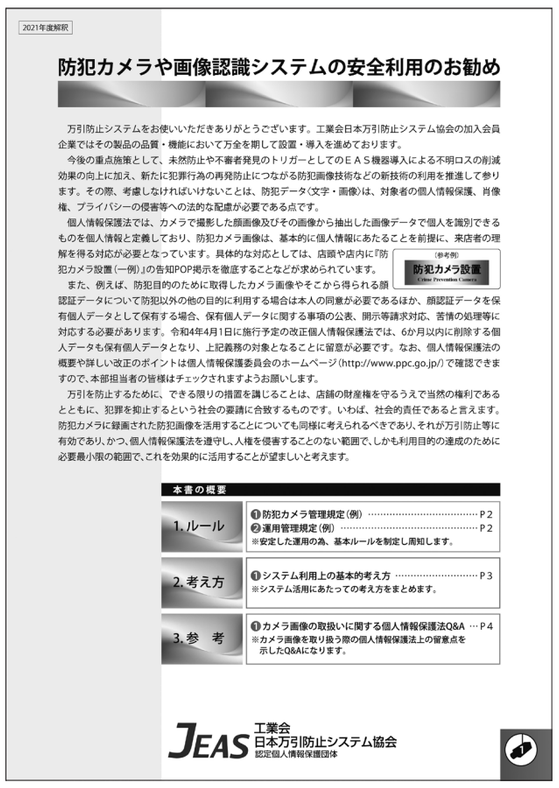
2021年度解釈

防犯カメラや画像認識システムの安全利用のお勧め

本書の概要

1.ルール ❶防犯カメラ管理規定（例）…… P2 ❷運用管理規定（例）…… P2 ※安定した運用の為、基本ルールを制定し周知します。

2.考え方 ❶システム利用上の基本的考え方 …… P3 ※システム活用にあたっての考え方をまとめます。

3.参考 ❶カメラ画像の取扱いに関する個人情報保護法Q&A …P4 ※カメラ画像を取り扱う際の個人情報保護法上の留意点を示したQ&Aになります。

JEAS 工業会 日本万引防止システム協会 認定個人情報保護団体

顔画像を利用した来店客検知システム2021年度版より

この冊子の5頁には、先ほどのQ1―11等をわかりやすく説明するために、このように表記した。

なお、カメラ映像のマーケティングなどの商業利用については「カメラ画像利活用ガイドブックVer・2・0（http://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180330005/20180330005.html）」を参照いただきたい。そして間もなく公表されるVer・3・0の内容にキャッチアップしなければと思う。

本紙の読者のなかには、リモート警備などの新たなビジネスモデルで多店舗監視を検討されている企業もあるかと思うが、以下の点は、くれぐれも注意をお願いしたい。

①「店舗の画像の取得主体」は、通常は店舗側であって、業務委託先の警備会社や委託先監視センターではない。

②業務委託先の警備会社や委託先監視センターが異なる法人の店舗様の保有データを照合するためには、渋谷書店万引対策共同プロジェクトのような方式（共同利用の公知努力、運用検証委員会の監査など）がなければ、社会的バッシングを受けることになる。

このような質問に関しては、個人情報保護委員会事務局や弊方（認定個人情報保護団体）に相談していただければと思う。失礼だが、各社の顧問弁護士には、この分野の実務知識が浅い方がいて、対策を遅らせる判断をされるケースを幾多も見てきた。注意されたい。

……

2月10日に個人情報保護委員会事務局と万防機構の意見交換が開催され、半年以上にわたって準備が進められてきた個人情報保護指針の内容についての最終チェックが行われた。まもなく認定個人情報保護団体一覧頁（https://www.ppc.go.jp/personalinfo/nintei/list/）にその内容が公開される予定である。顔認証システム（顔識別機能付きカメラシステム）や防犯情報共有システムを利用している小売業の方々に遵守していただきたい内容が記載されている。

万防機構の個人情報保護指針が個人情報保護等遵守を大前提に、防犯情報の企業間連携促進による犯罪対策の効率化についての転換点になってほしいと願う。

……

セキュリティショー2022セミナー情報

個人情報を正しく利活用するために、セキュリティショー2022では以下のセミナーが予定されている。カメラビジネスに関わる方々だけでなく、捜査機関の方々の参加もお願いしたい。申し込みはセキュリティショー2022を検索いただければと思う。以下は、セキュリティショー2022よりの転記。

3月2日15：30～16：30

個人情報・プライバシーに配慮したカメラ画像の利活用に向けて 主催：一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）

内容：技術革新により、防犯目的だけでなく、来店者の人数や属性の分析等、マーケティングの目的でもカメラ画像が利用されています。カメラに写り込む生活者のプライバシーに配慮するにはどうすればよいのか。「カメラ画像利活用ガイドブック」や改正個人情報保護法を踏まえて、ポイントを解説します。

3月3日11：30～12：20

AIカメラの最新導入例（防犯・商業利用）&個人情報の安全対策 主催：工業会日本万引防止システム協会（JEAS）

内容：AIカメラの最新導入事例として、当工業会会員のアースアイズ社事例（不審動作検知等）、AWL社事例（AI映像分析のマーケティング利用等）を紹介します。併せて、防犯効率を高めながら同時に個人情報保護等の安全利用の取組み事例である推奨顔認証システム制度や科学保安講習会制度を紹介します。

……

張芸謀監督の映画「単騎、千里を走る」は、壮絶な決意と息子への想いを胸に、壮年の日本人男性（俳優高倉健）がひとり中国荒野を行く物語である。タイトルの元になった「千里走単騎」は、日本でも馴染み深い「三国志」に由来する。後の蜀帝・劉備の義弟・関羽が、劉備の妻子と共に宿敵・曹操の手に落ちるが、劉備への義を貫き通し、最後はただひとりで劉備の妻子を伴い曹操の下を脱出し、劉備のもとへ帰還するという三国志の中でも最も心情的なエピソードである。

日本人男性は、経済発展とは無縁の素朴で誠実な中国の住人たちとの出会いや人々の心情に触れることによって、自分の行き場のない想いが癒されていくのに気づきはじめる。同じく、張芸謀監督が演出した小さな冬季五輪聖火が、融和と正義の心を見守るように輝いている。そうでしょ、健さん！そうだ、高止まりの万引犯罪対策のために4月6日17:30～に、日経ビデオ「お店の万引対策」確認ノート答え合わせ会※を開催しよう！ 昨年実施した際、多くの参加者から毎年この時期に実施してほしいとの申し送りがあった。ただひとりの参加者であっても、その義を貫くために開催しよう！

※3月23日配信予定のJEASロス対策メルマガに、参加のためのTeamsアドレスがあります。

Ⅰ.本検討会の概要

1. 本検討会の目的

- 顔識別機能付きカメラの高性能化及び低価格化により、事業者が犯罪予防や安全確保のため容易に顔識別機能付きカメラを利用することが可能になった。
- 顔識別機能付きカメラは犯罪予防の観点からは有効であるが、遠隔で個人を識別できるという技術的特性上、受忍限度を超える個人のプライバシー侵害を生じさせるリスクをはらむ。
- 犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像の利用については、国内外で適切な利用の在り方が模索されている。
- 本検討会では、公共空間における犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像の適正な利用の在り方について包括的に整理。

2. 本検討会における検討事項

- 顔識別システムの利用が有効かつ必要であると考えられる場面
- 個人情報保護法に基づいて求められる対応
- 事業者の自主的取組として推奨される対応
- その他推奨される取組(認定個人情報保護団体制度の活用等)

Ⅲ.今後の検討課題（案）

1. カメラ画像の取得・利用
- 顔識別機能付きカメラの利用目的の特定の在り方
- セキュリティの確保とのバランスを考慮しながら、
  - ✓ 公共空間で顔識別機能付きカメラを利用する場合の利用目的等の通知・公表の在り方
  - ✓ 登録基準や取得方法、運用ルールその他の事項に関する透明性確保の在り方
  - ✓ 利用目的の通知・公表が不要である場合に透明性確保の観点から考えられる対応 等

2. カメラ画像の保管
- 登録基準、運用ルールとして定めておくべき事項
- 安全管理措置の在り方 等

3. カメラ画像の提供
- 法第27条第1項例外に基づき第三者提供を行う場合の考え方や透明性確保の観点から考えられる対応
- 共同利用により提供する場合の留意事項 等

4. 開示等請求
- 開示等請求への対応方法
- 苦情及び本人からの問い合わせへの対応方法 等

5. 認定個人情報保護団体
- 顔識別機能付きカメラの利用に関し認定個人情報保護団体に求められる活動 等

6. 事業者の自主的取組
- PIA実施、個人データの取扱に関する責任者の設置、第三者による検証、運用状況の公表 等

7. その他
- 国民の理解を得るための周知、情報発信 等

Ⅱ.顔識別機能付きカメラの利用に関する個人情報保護法の規律等

2. カメラ画像の保管[個人データ]

Q10-8 防犯カメラを設置して個人データを取り扱う場合には、安全管理措置として特にどのような点に注意すれば良いですか。

A10-8 個人情報取扱事業者は法第 23 条に基づき個人データについて安全管理措置を講ずることが義務付けられています。カメラ画像や顔認証データなどの個人データについては、当該個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要があり、具体的には組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置として、例えば以下のような措置が考えられます。

①組織的安全管理措置：カメラ画像等を取り扱う情報システムを使用できる従業者を限定、事業者内の責任者を定める、管理者及び情報の取扱いに関する規程等を整備する 等

②人的安全管理措置：従業者に対する適切な研修（個人情報保護法の適用範囲・義務規定、カメラ画像の取扱いに関する講義等）等を実施する 等

③物理的安全管理措置：カメラ及び画像データを保存する電子媒体等の盗難又は紛失等を防止するために、設置場所に応じた適切な安全管理を行う 等

④技術的安全管理措置：情報システムを使用してカメラ画像等を取り扱う場合や、IP カメラ（ネットワークカメラ、WEB カメラ）のようにネットワークを介してカメラ画像等を取り扱う場合に、必要とされる当該システムへの技術的なアクセス制御や漏えい防止策等を講ずる（アクセス制御には適切な場合にはパスワード設定等の措置も含む。）等

なお、カメラ画像がデータベースを構築していない場合には、個人データとして法第 23条の安全管理措置を講ずる義務が直接適用される対象ではないものの、当該画像が漏えい等することがないよう、上記の各種安全管理措置を参考として適切に取り扱うことが望ましいと考えられます。

顔 認証システムの運用

顔認証システムや防犯カメラは個人情報を取扱うため、適正な目的のために使用し、運用は個人情報保護法や各自治体の条例を厳守し、小売業においては業界団体及び各社のガイドラインや運用マニュアルを作成し、携わるすべての人に厳守させることが重要です。

必須事項
- ●運用責任者の設置
- ●運用マニュアルの作成
- ●「防犯カメラ」設置
- ●カメラ画像の取得主体（情報を取り扱っている法人事業者）
- ●カメラ画像の内容
- ●カメラ画像及び顔認証データの利用目的
- ●問い合わせ先

これらを店舗の入口や設置場所等に明示するか、又は、これらを掲載したWEBサイトのURL又はQRコード等を示すことで、ご来店者に「防犯対策も個人情報の管理もしっかりやっている安心・安全な店舗」だと思っていただけることが大切です。

全国万引犯罪防止機構（通称：マンボウ）
万引撲滅のための戦略を本気で提言・実践する小売業界を中心に組織化されたNPO法人
文：事務局（稲本義範）